

札幌高等裁判所 民事3部 2係

裁判所書記官 鈴木 賢司 様

お世話になっております。

控訴審札幌高等裁判所 令和6年（ネ）第320号 損害賠償等請求控訴事件

原審札幌地方裁判所 令和6年（ワ）第209号 損害賠償等請求事件

に付き、確定判決を経たため、添付の通り 再審訴状の手続きをさせていただきます。

何卒宜しく御願ひ致します。

（添付）

① 再審訴状 正本1通・副本1通

② 1,000円額 収入印紙1枚

令和7年 月 日

〒001-0011

札幌市北区北11条西3丁目2-23 ノースタウンハウス222

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284 FAX： 011-788-5132

再 審 訴 状

札幌高等裁判所 御中

令和7年 月 日

再審原告 高桑 広仁 印

〒 001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス222

(送達場所)

再審原告 高桑 広仁

電話番号 090-2392-8284

〒 060-0032

北海道札幌市中央区北2条東1丁目1番地

再審被告 北海道マツダ販売株式会社

代表者 代表取締役 横井 隆

ちょう用印紙 1,000円

添付郵券額 0円

上記当事者間の札幌高等裁判所 平成・令和6年(ネ)第320号 損害賠償等請求
控訴事件(原審札幌地方裁判所 平成・令和6年(ワ)第209号 損害賠償等請求事
件)について、平成・令和7年2月27日に言い渡された判決は、既に確定している
が、下記のとおり再審事由があるので、再審原告は、再審の訴えを提起する。

不服申立てにかかる判決の表示

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

再審請求の趣旨

上記確定判決を取り消す。

再審被告は、再審原告に対し、13,640円を支払え。

訴訟費用は、前審及び再審を含め再審被告の負担とする。

との裁判並びに仮執行宣言を求める。

再審請求の原因 1

上記確定判決には、次のとおり

再審被告からの「証拠物としての就業規則の提出」により、診断書費用の請求の是非の判断を仰いだ上での趣旨となっており、

① 民事訴訟法第258条：裁判の脱漏

裁判所が請求の一部について判断を脱漏したときは、その請求部分については、裁判所が判決を出す必要があり、この場合、その請求に関する事件はなお第一審裁判所に係属している。

(あくまで「当事者の請求」について、判断が漏れている状況です)

② 民事訴訟法338条1項9号

再審の理由を定めたものであり、裁判所が審決の結論に影響を与える事項について、審決の理由中で判断を示さなかった場合に「判断の遺脱」があったとされます

添付書類

- 1 副本・1通
- 2 資格証明書（再審被告のもの）・1通
- 3 不服の対象となる 控訴審判決の写し・1通